

海上交通安全法等の一部を改正する法律案（閣法第四九号）（先議）要旨

本法律案は、船舶交通の一層の安全を確保するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 海上交通安全法の一部改正

1 海上保安庁長官は、異常気象等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域等について、当該海域等からの退去等を命じ、又は勧告すること等ができることとする。

2 異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある海域において航行等をしている船舶は、当該海域において航行等をしている間は、海上保安庁長官が提供する情報を聴取しなければならぬこととする。

二 港則法の一部改正

特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある区域において航行等をしている船舶は、当該区域において航行等をしている間は、港長が提

供する情報を聴取しなければならないこととする。

三 航路標識法の一部改正

1 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識（以下「管理航路標識」という。）に関する工以外以外の工事又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為によって必要を生じた管理航路標識に関する工事等を工事原因者にさせることができることとする。

2 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事等をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならないこととする。

3 海上保安庁長官に協力して管理航路標識に関する工事等を行うこと等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一定の団体を、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができることとする。

四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

五 その他所要の規定の整備を行うこととする。